

どうなる有限会社

問 新会社法が施行されると、今ある有限会社は解散するのですか。

存続するには、どんな手続きが必要ですか。

答 特例有限会社として存続できます。

整備法（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）で、存続する経過措置が定められています。有限会社の商号を引き続き使用するので、看板や封筒、名刺なども、そのまま使用できます。株式会社の決算の公告も特例有限会社は必要ありません。

◇定款のみなし措置

有限会社の出資者は社員と呼ばれていましたが、株主となり、口数は株数、出資金は資本金となります。このように内容が変わるので、定款が変わったものとみなされる規定が設けられています。

整備法の第二条で、次のように手当されています。

・新会社法の規定による株式会社として存続する。

◇株式譲渡承認の規定

定款の定めに「株式を譲渡によって取得するには会社の承認を要する」との定めがあるものとみなされます。

・既存の有限会社の定款、社員持分及び出資一口を、株式会社の定款、株主、株式、及び一株とみなす。

・既存の有限会社の定款、社員持分及び出資一口を、株式会社の定款、株主、株式、及び

経営の散歩道 新会社法の対応 — すばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

◇役員任期の制限がない

取締役の任期はありません。

監査役の設置は自由で、定款で定めて、これを置くことができますが、任期はありません。現在、監査役を設けている会社は、

監査の範囲を「会計に関するものに限る」旨の定めがあるとみなされます。

◇限られる会社の機関

特例有限会社に置くことができる機関は、株主総会、取締役、ならびに定款で定めた場合に限り監査役が置けます。

取締役会も、会計参与、監査役会、会計監査人、委員会も置

◇株式会社への移行

今ある有限会社を、株式会社に移行することができます。

手続きは、株主総会の特別決議で商号を株式会社に変え、登記（特例有限会社の解散と商号変更後の株式会社の設立の登記）をすることになります。

特例有限会社と株式会社の主な点の比較は、次表のとおりです。

項目	新会社法・整備法		
	特 例 有 限 会 社	株 式 会 社	
		閉鎖会社	公開会社
出資者の数	1人以上	1人以上	1人以上
出資者の名称	株 主	株 主	株 主
最低資本金	制限なし	制限なし	制限なし
取締役数	1人以上	1人以上	3人以上
取締役の任期	無制限	最長10年	最長2年
取締役会の設置	不 可	任 意	必 要
代表取締役の設置	任 意	任 意	必 要
監査役の設置	任 意	一定の ケースのみ 必要	必 要
監査役の任期	無制限	最長10年	4年
決算公告	不 要	必 要	必 要
社債の発行	可	可	可

(この表は、委員会設置会社を除く)

けません。これらを置く場合は、株式会社にする必要があります。

株主総会の特別決議の要件については、総株主の半数以上で、議決権の四分の三以上の多数による賛成が必要となります。